

【表紙】
【提出書類】 訂正発行登録書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2020年1月27日
【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
(UBS AG)
【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
(Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board)
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
カート・ガードナー
(Kirt Gardner, Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
(Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland)
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
(Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】 03-6889-7000
【事務連絡者氏名】 弁護士 福原 亮輔
弁護士 星野 慶史
弁護士 横山 晃大
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】 03-6889-7000
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債
【発行登録書の内容】

提出日	2018年4月23日
効力発生日	2018年5月1日
有効期限	2020年4月30日
発行登録番号	30 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 3,000億円
発行可能額	2,784億3,906万7,000円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2020年1月27日（提出日）である。
【提出理由】 発行登録書について、一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである。
(訂正内容については、本文を参照のこと。)
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

<UBS銀行2021年2月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	UBS銀行2021年2月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債（以下「本社債」という。）
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	20億円（予定）（注1）
売出価額の総額	20億円（予定）（注1）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	あおぞら証券株式会社 東京都千代田区麹町六丁目1番地1 （以下「売出人」という。）
記名・無記名の別	記名式
各社債の金額	100万円
利 率	額面金額に対して年1.80%（注2）
償還期限	2021年2月26日（ロンドン時間）（注3）（注11）
摘 要	<p>(1) 本社債については、発行会社は米国もしくはその領土内において、または、米国人もしくは米国法人に対して販売またはその勧誘を行わない。本社債は、米国において米国証券法に基づいて登録されておらず、将来においても登録されず、また、米国証券法の登録要件からの免責に従うか、もしくは当該要件に服さない取引における場合を除き、米国内でその勧誘または販売を行うことができない。</p> <p>(2) 本社債のその他の主要な事項については、下記の「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。</p>

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額100万円につき100万円
申込期間	2020年2月18日から2020年2月26日まで (注11)
申込単位	額面100万円 (注4)
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人および下記の登録金融機関の日本における本店および各支店 (注5)
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	株式会社あおぞら銀行 東京都千代田区麹町六丁目1番地1 (以下「登録金融機関」という。)
売出しの委託契約の内容	売出人は登録金融機関に本社債の売出しの取扱業務を委託している。
摘要	受渡しは2020年2月27日 (日本時間) (以下「受渡期日」という。) に行う。(注11)

- (注1) 本社債の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場における発行券面総額と同額である。最終的に決定される売出券面額の総額および売出価額の総額は、需要状況を勘案した上で2020年2月14日に決定される。
- (注2) 本社債の付利は2020年2月27日に開始する。
- (注3) 本社債は、日経平均株価とユーロ・ストックス50指数が一定の水準を満たした場合、早期償還される。下記「売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (a) 対象指数の水準による早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還判定日においてすべての対象指数の終値がそれぞれの早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、額面金額で早期償還日に自動的に早期償還されることになる。
- なお、その他の期限前償還については下記「売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (f) 税制上の理由による償還」、「売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (g) 繰上償還」および「売出社債のその他の主要な事項、6. 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注4) 本売出しにおける本社債の申込単位は100万円以上100万円単位とする。
- (注5) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人から、あらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。
- 外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- 券面に関する事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項、11. その他」を参照のこと。
- (注6) 申込人は、本社債に投資するか否かを判断するために重要な事項である本社債の条項、課税関係、その他の考慮すべき事項を十分に理解するために、本書を慎重に検討する必要がある。また、本社債への投資が申込人にとって適切なものか否かを判断するには、本社債への投資に伴うリスクについて検討している下記「売出社債のその他の主要な事項、本社債についてのリスク要因」を特に慎重に検討する必要がある。
- (注7) 本社債は、2020年2月26日 (ロンドン時間) (以下「発行日」という。) (注11) に発行会社により、ユーロ市場で発行会社のロンドン支店を通じて発行される (本社債は、UBS AGのロンドン支店を通じて発行されるが、UBS AG本体の債務である。)。本社債は、いずれの取引所にも上場されない予定である。
- (注8) 本書中の「発行会社」または「UBS AG」とはユービーエス・エイ・ジー (UBS銀行) を指す。

- (注9) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
- なお、発行会社は、本書の日付現在、無登録格付業者であるムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からAa3の、またS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からA+の長期発行体格付をそれぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。
- 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
- ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、ムーディーズおよびS&Pの信用格付の前提、意義および限界は、それぞれインターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、公表されている。
- (注10) 本書中の用語の定義については、主として「売出社債のその他の主要な事項、用語の定義」に記載されている。
- (注11) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日、発行日および満期日を概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

売出社債のその他の主要な事項

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、対象指数の動向により直接的に影響を受ける。したがって、株式投資に係るリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

なお、本項に使用される用語の定義については下記「用語の定義」を参照のこと。

元本リスク

本社債の償還は、ロックイン事由が発生した場合でかついずれかの対象指数の参照株価がその当初株価を下回る場合、原則として、計算代理人が算定した満期償還額の支払をもって行われる(下記「2. 償還および買入れ、(b) 満期償還」を参照のこと。)。かかる場合、各本社債の満期償還額は、対象指数により直接影響を受け、当初投資された額面金額を大きく下回る可能性がある。

投資家は、申込期間中を含め対象指数の動向に常に留意すべきである。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、対象指数の水準に対して何ら保証をすることはなく、対象指数とそれらの動きに対して一切の責任を負わない。

早期償還による再運用リスク(早期償還リスク)

本社債は、いずれかの早期償還判定日において、すべての対象指数の終値が早期償還判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格である場合、当該早期償還判定日の直後の利払日において、当該利払日に支払われるべき利息額を付して、その額面金額で早期償還される。その際に早期償還された償還額を再投資した場合に、早期償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りが得られない可能性(再運用リスク)がある。

投資利回りリスク

上記「元本リスク」に記載のとおり、ロックイン事由が発生し、かついずれかの対象指数の参照株価がその当初株価を下回ることにより、各本社債の満期償還が計算代理人が算定した満期償還額の支払により行われる場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、対象指数が本社債発行後上昇し、いずれかの早期償還判定日においてすべての対象指数の終値が早期償還判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格である場合には、本社債の早期償還額は額面金額の100%となり、ロックイン事由が発生しなかった場合およびロックイン事由が発生し、かつすべての対象指数の参照株価がそれぞれの当初株価に等しいかまたはそれを上回る場合には、本社債の満期償還額は額面金額の100%となるため、それぞれの場合において、投資家は対象指数の上昇分を享受することができない。

配当

対象指数は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払の一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場（流動性リスク）

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、本社債を買い取る義務を負わない。このため、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は、非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、対象指数の水準、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

中途売却価格に影響する要因（価格変動リスク）

本社債の償還額は下記「2. 償還および買入れ、(b) 満期償還」に記載の条項に従って決定される。満期日前の本社債の価値および売買価格は様々な要因に影響される。ただし、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定であり、ある要因のみが変動したと仮定した場合に予想される本社債の売買価格への影響を例示した。

対象指数

一般的に、対象指数の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、対象指数の上昇は本社債の価値に良い影響を与えると予想される。

配当利回りと株式保有コスト

一般的に、対象指数の構成銘柄の配当利回りの上昇または対象指数および対象指数に係る先物の保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、対象指数の構成銘柄の配当利回りの下落または対象指数および対象指数に係る先物の保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

対象指数の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表す。多くの場合は対象指数の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の低下は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは対象指数の水準や本社債の満期日までの期間によって変動する。

金利

一般的に、円金利の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、円金利の下落は本社債の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは、対象指数の水準や本社債の満期日までの期間により変動する。

発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

発行会社の財政状態、経営成績および信用状況

発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

早期償還判定日

早期償還判定日の前後で本社債の価格が変動する可能性が高い。また、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本社債の価格が下落する傾向があると予想される。

本社債に影響を与える市場活動

計算代理人およびその関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を経常的に行うことができる。計算代理人またはその関連会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の価格および対象指数に影響を与える可能性がある。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「8. 租税、(b) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「対象指数」とは、日経平均株価（以下に定義される。）および/または（文脈により）ユーロ・ストックス50指数（以下に定義される。）をいう。

- 「取引所」とは、
() 日経平均株価については、東京証券取引所、それを承継するもの、または取引が一時的に移転される代替の取引所もしくは相場システム(ただし、一時的な代替の取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価を構成する株式につき、当初の取引所に匹敵する流動性を有すると計算代理人(以下に定義される。)が決定した場合に限る。)をいう。
() ユーロ・ストックス50指数については、ユーロ・ストックス50指数を構成する有価証券が上場または取引されている主たる取引所および/または相場システム、それを承継するもの、または取引が一時的に移転される代替の取引所もしくは相場システム(ただし、一時的な代替の取引所もしくは相場システムにおけるユーロ・ストックス50指数を構成する株式につき、当初の取引所に匹敵する流動性を有すると計算代理人が決定した場合に限る。)をいう。
- 「関係取引所」とは、
() 日経平均株価については、大阪取引所、それを承継するもの、または日経平均株価に関する先物もしくはオプション取引が一時的に移転される代替の取引所もしくは相場システム(ただし、一時的な代替の取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に関する先物もしくはオプション取引につき、当初の関係取引所に匹敵する流動性を有すると計算代理人が決定した場合に限る。)をいう。() ユーロ・ストックス50指数については、ユーレックス、それを承継するもの、またはユーロ・ストックス50指数に関する先物もしくはオプション取引が一時的に移転される代替の取引所もしくは相場システム(ただし、一時的な代替の取引所もしくは相場システムにおけるユーロ・ストックス50指数に関する先物もしくはオプション取引につき、当初の関係取引所に匹敵する流動性を有すると計算代理人が決定した場合に限る。)をいう。
- 「終値」とは、
取引所営業日(以下に定義される。)において、計算代理人が決定し、スポンサー(以下に定義される。)が公表する対象指数の公式な終値をいう。
- 「当初株価」とは、
条件設定日(以下に定義される。)における各対象指数の終値をいう。
- 「条件設定日」とは、
2020年2月27日(以下「予定条件設定日」という。)をいう。ただし、いずれかの対象指数につきかかる日が予定取引日(以下に定義される。)でない場合は翌予定取引日が関連ある対象指数の条件設定日となる。いずれかの対象指数につき予定条件設定日が障害日(以下に定義される。)である場合、関連ある対象指数の条件設定日はその直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、予定条件設定日の直後の3予定取引日がいずれも障害日となった場合を除く。かかる場合、3日目の予定取引日を、かかる日が障害日であるか否かに拘らず、関連ある対象指数の条件設定日とみなし、計算代理人は、単独かつ完全な裁量で、適切とみなす情報源を参照して関連ある対象指数の終値を決定するものとする。
- 「営業日」とは、
() ロンドンおよび東京において商業銀行が営業を行っており、
() 外国為替市場が日本円による支払の決済を行う日で、かつ
() TARGET2(以下に定義される。)が稼働している日とする。
- 「TARGET2」とは、
欧州自動即時グロス決済支払システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET) payment system)で、単独共有プラットフォームを利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「共通予定取引日」とは、	すべての対象指数について、予定取引日である日をいう。
「計算代理人」とは、	本社債について、そのロンドン支店を通じ計算代理人の資格で行為するUBS AGをいう。 (注) UBS AGはそのロンドン支店を通じて本社債の発行者であると同時に計算代理人を務めている。場合によっては、発行者としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が潜在的に相反することがありうる。UBS AGは、計算代理人としての職務を誠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。
「本社債権者」とは、	エイチエスピーシー・ノミニーズ(ホンコン)リミテッド(またはその承継者)をいう。また、「所持人」とは、文脈上その他の解釈が必要な場合を除き、エイチエスピーシー・ノミニーズ(ホンコン)リミテッド(またはその承継者)をいう。
「早期償還判定水準」とは、	各対象指数につき、その当初株価の100.00%(小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入。)をいう。
「早期償還判定日」とは、	2020年5月26日(同日を含む。)から2020年11月26日(同日を含む。)までの各利息期間終了日(下記「1.利息」に定義される。)にかかる利払日(下記「1.利息」に定義される。)の10共通予定取引日前の日(以下「予定早期償還判定日」という。)をいう。 ただし、いずれかの対象指数につきかかる日が障害日であることが判明した場合、障害日による影響を受けていない対象指数の早期償還判定日は予定早期償還判定日とし、障害日による影響を受けた対象指数の早期償還判定日は、かかる対象指数に関する障害日でない直後の予定取引日とするが、かかる対象指数につき予定早期償還判定日の直後の3予定取引日がいずれも障害日となった場合には、()かかる3日目の予定取引日を、かかる日が障害日であるか否かに拘らず、関連ある対象指数に関する早期償還判定日とし、()計算代理人は、単独かつ完全な裁量で早期償還判定日における各対象指数の終値を決定し、適切とみなす情報源を参照して必要となるその他の決定を行うものとする。
「早期償還日」とは、	関連ある早期償還判定日の直後の利払日をいう。
「ロックイン事由」とは、	いずれかのロックイン評価日(以下に定義される。)において、いずれかまたはすべての対象指数のロックイン評価価格(以下に定義される。)が、対応するロックイン判定水準(以下に定義される。)と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人が単独の裁量により決定した場合をいう。
「ロックイン評価日」とは、	各対象指数について、観察期間(以下に定義される。)における当該対象指数の各取引所営業日をいう。 疑義を避けるために言えば、いずれかの対象指数に関するロックイン評価日が、もう一方の対象指数のロックイン評価日とならないことがある。
「ロックイン判定水準」とは、	各対象指数につき、その当初株価の65.00%(小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入。)をいう。

- 「ノックイン評価価格」とは、各ノックイン評価日の各対象指数の終値をいう。ただし、当該対象指数につきかかる日に市場混乱事由（以下に定義される。）が発生した場合、当該日および当該日の価格は、ノックイン事由を決定するためには使われない。
- 「観察期間」とは、各対象指数につき、2020年2月28日（同日を含む。）から最終評価日（以下に定義される。）（同日を含む。）までの期間をいう。
- 「満期日」とは、2021年2月26日をいう。ただし、当該日が営業日に当たらない場合には、その直後の営業日を満期日とする。なお、直後の営業日が翌月になる場合には、その直前の営業日を満期日とする。
- 「最終評価日」とは、満期日の10共通予定取引日前の日（以下「予定最終評価日」という。）をいう。
ただし、いずれかの対象指数につきかかる日が障害日であることが判明した場合、障害日による影響を受けていない対象指数の最終評価日は予定最終評価日とし、障害日による影響を受けた対象指数の最終評価日は、かかる対象指数に関する障害日でない直後の予定取引日とするが、かかる対象指数につき予定最終評価日の直後の3予定取引日がいずれも障害日となった場合には、（ ）かかる3日目の予定取引日を、かかる日が障害日であるか否かに拘らず、関連ある対象指数に関する最終評価日とし、（ ）計算代理人は、単独かつ完全な裁量で最終評価日における各対象指数の終値およびノックイン事由の発生（もしあれば）を決定し、適切とみなす情報源を参照して必要となるその他の決定を行うものとする。
- 「参照株価」とは、最終評価日における各対象指数の終値をいう。
- 「パフォーマンス」とは、各対象指数につき、計算代理人が単独の裁量で決定する、当該対象指数の参照株価をその当初株価で除した値をいう。
- 「償還額算出対象指数」とは、計算代理人が単独かつ完全な裁量で決定する、パフォーマンスの低い方の対象指数をいう。対象指数が同じ値のパフォーマンスを有する場合、計算代理人が単独かつ完全な裁量で償還額算出対象指数を決定する。
- 「最終評価日における償還額算出対象指数終値」とは、最終評価日における償還額算出対象指数の終値をいう。
- 「障害日」とは、（ ）日経平均株価については、取引所または関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できないか、または市場混乱事由が生じている予定取引日をいう。（ ）ユーロ・ストック50指数については、(a) スポンサーがユーロ・ストック50指数の水準を公表することができないか、または (b) 関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない予定取引日をいう。
- 「早期終了」とは、取引所営業日における予定終了時刻前の、対象指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄にかかる取引所または関係取引所の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(a) 当該取引所営業日の取引所もしくは関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と (b) 当該取引所営業日の終了時刻における執行のために取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。

- 「取引所営業日」とは、
() 日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。() ユーロ・ストックス50指数については、(a) スポンサーがユーロ・ストックス50指数の水準を公表し、かつ (b) 関係取引所において通常取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、関係取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。
- 「取引所障害」とは、
市場参加者が全般的に (a) 取引所における対象指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または (b) 関係取引所において、対象指数に関する先物もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する(計算代理人により単独かつ完全な裁量で決定される) 事由(早期終了を除く。)をいう。
- 「市場混乱事由」とは、
対象指数について、(a) 取引障害(以下に定義される。)もしくは (b) 取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人がその単独かつ完全な裁量で重大であると判断するものが、取引所または関係取引所の通常取引セッションの実際の終了時刻に終了する1時間の間に発生もしくは存在していること、または (c) 早期終了が発生もしくは存在していることをいう。いずれかの時点で対象指数に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定する目的上、いずれかの時点で市場混乱事由が対象指数に組込まれている各株式銘柄に関して生じている場合、対象指数の水準に対するかかる株式銘柄の関連寄与率は、(x) かかる株式銘柄が対象指数の水準に貢献している部分と (y) 包括的な対象指数の水準との対比に基づくものとする。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の水準とする。
- 「予定取引日」とは、
() 日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションにおいて取引を行う予定の日をいう。() ユーロ・ストックス50指数については、(a) スポンサーがユーロ・ストックス50指数の水準を公表する予定の日で、かつ (b) 関係取引所がその通常取引セッションにおいて取引を行う予定の日をいう。
- 「スポンサー」とは、
() 日経平均株価については株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。)、() ユーロ・ストックス50指数については、ストックス・リミテッドをいい、「スポンサー承継人」として同様の資格を有する当該スポンサーのために行為する代理人または他の者を含む。
- 「取引障害」とは、
(a) 対象指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所における、または (b) 関係取引所における対象指数に関する先物もしくはオプション取引における、(取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とした) 取引の停止(取引所による特別気配の公表を含む。)もしくは制限をいう。
- 「日経平均株価」とは、
東京証券取引所第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、日経平均株価の知的財産権を所有する株式会社日本経済新聞社が算出・公表しているものをいう。
- 「ユーロ・ストックス50指数」とは、
ドイツ取引所グループが所有する指数プロバイダーであるストックス社が設計したユーロ圏の株式で構成される株価指数であるEURO STOXX 50をいう。

「本口座保有者」とは、
本社債の持分を取得するために、本社債の一定の額面金額に投資している者として、ユーロクリア・バンク・エスエー / エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム」という。）（ユーロクリアと共に総称して以下「決済機構」という。）に随時記録される各者をいう。

（注） 本社債の購入者は、本口座保有者を通じて本社債に基づく利益を享受する。

「代理人」とは、
計算代理人、支払代理人（下記「4. 代理人 (a)」に定義される。）および追加の支払代理人をいう。

1. 利 息

- (a) 本社債には、付利開始日である2020年2月27日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）まで年1.80%の利率で利息が付され、2020年5月26日、2020年8月26日、2020年11月26日および2021年2月26日（各々を「利息期間終了日」という。）に係る利払日に、直前の利息期間終了日（第1回の場合は付利開始日とする。）（同日を含む。）から各利息期間終了日（同日を含まない。）までの期間についての利息が後払いされる。額面金額100万円の各本社債につき、各利払日に支払われる利息の額は4,500円となる。ただし、初回利息期間終了日である2020年5月26日に係る利払日に支払われる利息の額は4,450円である。

「利払日」とは、各利息期間終了日をいう。ただし、当該利息期間終了日が営業日に当たらない場合には、その直後の営業日を利払日とし、直後の営業日が翌月になる場合には、当該利払日はその直前の営業日とする（ただし、かかる利払日の調整によって支払われるべき利息額の調整その他の支払は行われない。）。

- (b) 利息期間終了日以外の日に終了する期間につき利息を計算する必要がある場合、利息は、額面金額に上記利率を乗じた金額に、直前の利息期間終了日または付利開始日（同日を含む。）から関連ある支払日（同日を含まない。）までの期間の日数を下記の算式に基づき360で除して算出される数値を乗じて計算され、1円未満の端数を四捨五入する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

なお、利息の支払は下記「3. 支払」の規定に基づき行われる。計算代理人は、各利息額およびその他の決定事項をその決定後可及的速やかに支払代理人に通知するものとする。計算代理人は、関連する利息期間が延長または短縮された場合、利息額もしくは利払日またはその他の情報を予告なく変更する（または調整によって適切な代理措置をとる）権限がある。変更の通知は、下記「10. 通知」に従ってなされる。

2. 償還および買入れ

- (a) 対象指数の水準による早期償還

計算代理人が、関連ある早期償還判定日においてすべての対象指数の終値がそれぞれの早期償還判定水準と等しいかそれを上回ったと決定した場合、本社債のすべて（一部は不可）が、早期償還日において、額面金額で早期償還される。

上記に基づく本社債権者に対する支払は、本社債の全額の償還を構成する。かかる支払により、発行会社の本社債に基づく債務はすべて消却され、免責されるものとし（したがって、上記の一般性を制限することなく、発行会社は本社債について追加額の支払義務を負うことはない。）、また、本社債権者または本口座保有者は、発行会社または本社債に関するその他の当事者に対してその他の支払請求権を有していない。

(注) かかる早期償還は、早期償還判定日より前にロックイン事由が発生したか否かにかかわらず額面金額で償還される。

(b) 満期償還

本社債が満期日前に償還または買入消却されない限り、各本社債は発行会社により、以下の規定に従って計算代理人が単独の裁量により決定した金額（以下「満期償還額」という。）で、満期日に償還されるものとする。

() ロックイン事由が発生しなかった場合、本社債は、額面金額で満期日に償還されるものとする。

() ロックイン事由が発生した場合、以下に従う。

すべての対象指数の参照株価がそれぞれの当初株価に等しいかまたはそれを上回る場合、本社債は、額面金額で満期日に償還されるものとする。

いずれかの対象指数の参照株価がその当初株価を下回る場合、各本社債は、以下に従って計算代理人により計算された金額（1円未満は四捨五入する。）で満期日に償還されるものとする。ただし、かかる満期償還額は、0円以上の金額とし、100万円を上回ることはない。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終評価日における償還額算出対象指数終値}}{\text{償還額算出対象指数の当初株価}}$$

計算代理人は、当該決定後、発行会社および支払代理人に対して当該決定を通知し、支払代理人は下記「10. 通知」に従って本社債権者に当該決定を通知するものとする。

(c) 対象指数の調整

() スポンサーが対象指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認するスポンサー承継人が対象指数を計算、公表した場合、または() 対象指数が、対象指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場合においても、スポンサー承継人が計算、公表した指数またはかかる後継指数（場合による。）が対象指数とみなされ、計算代理人が適切とみなす方法で調整される。

() スポンサー（またはスポンサー承継人）が、対象指数を計算するための計算式もしくは方法に著しい変更を行う旨を公表する場合、もしくはその他の方法で対象指数を著しく変更する場合（ただし、構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に対象指数を維持するために行う計算式もしくは方法における所定の修正を除く。）、または、() スポンサーが対象指数を計算、公表しない場合、計算代理人は、対象指数の公表済みの水準に代えて、当該変更または不履行の直前に対象指数を構成していた銘柄（ただし、その後取引所での上場が廃止された銘柄を除く。）のみを使用して、当該変更または不履行の直前に有効だった対象指数の水準を計算するための計算式または方法に従って当該時点の対象指数の水準を決定するものとし、当該数値は計算代理人（商業的に合理的な方法で行為する。）が適切とみなす方法で調整される。

取引所営業日に公表され、計算代理人により本社債に関する計算を行うために用いられたまたは用いられる対象指数の水準が、修正、変更または訂正され、その後、当該修正、変更または訂正が、当初水準が当初公表された取引所営業日の直後の取引所営業日までにスポンサーまたはスポンサー承継人により公表される場合、計算代理人は、本社債について関連ある計算を行うために、(当初公表された対象指数の水準に代えて)後に公表された対象指数の水準を用いるものとし、関連条項はこれに従って解釈される。上記に関連して、計算代理人(商業的に合理的な方法で行為する。)は、適切と判断する関連条項の調整を行うものとする。

(d) 日経平均株価に関する情報

概 略

日経平均株価に関する本書のすべての記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるスポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はスポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正または変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行者の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。)、その計算方法は、()各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、()その積を合計し、()その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2020年1月22日現在27.760となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円をスポンサーの設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。株式の額面制度は2001年10月1日をもって廃止され、各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、(以下に記載するその後発生する調整に服するが)2001年10月1日の日本株式銘柄の額面株式廃止直前の額面金額に基づいている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外、株式の銘柄の入替えまたは株式分割などの一定の変更が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または(場合により)関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値(すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値)がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- () 倒産(会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など)による上場廃止または整理銘柄に指定
- () 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- () 債務超過などその他の理由による上場廃止または整理銘柄に指定
- () 東京証券取引所第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いか、または上場廃止申請の手続が行われていることを理由として監理銘柄に指定された銘柄については、原則除外候補となる。ただし、除外の実施は事業の存続可能性や上場

廃止の可能性など状況を判断の上、決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、一定の基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの限定期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この期間にあっては、銘柄を追加、除外または入替えする都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

免責

日経平均株価は、日本経済新聞社の知的財産権である。「日経平均」、「日経平均株価」および「日経225」は、日本経済新聞社のサービスマークである。日本経済新聞社は、著作権を含め、日経平均株価に関する全ての権利を有している。

本社債は、いかなる方法においてもスポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではない。スポンサーは、日経平均株価を使用して得られた結果またはある特定の日等に示された日経平均株価の数値について、明示的、黙示的を問わず、保証または表明を行っていない。日経平均株価は、スポンサーによってのみ集計され計算される。ただし、スポンサーは日経平均株価における誤りについて何人に対しても責任を負うものではなく、本社債の購入者または販売者を含め何人に対しても日経平均株価における誤りについて助言する義務はない。

さらに、スポンサーは、日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正または変更につき保証するものではなく、また、日経平均株価の計算およびその公表ならびに配布を継続する義務を負うものではない。

発行者は、日経平均株価または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を受諾するものではない。

東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限を受け、一定の状況において本社債の時価に悪影響を及ぼすことがある。

(e) ユーロ・ストックス50指数に関する情報

指数の対象と目標

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ圏の各スーパーセクターの上位銘柄で構成されたブルーチップ指数である。ユーロ圏の加盟国は、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガルおよびスペインである。

指数のメソッドロジー

ユーロ・ストックス50指数のユニバースは、19のユーロ・ストックス・スーパーセクター指数の全構成銘柄と定義されている。ユーロ・ストックス・スーパーセクター指数は、ストックス・ヨーロッパ600スーパーセクター指数のユーロ圏のセグメントで構成されている。

概要

ウェイトリング・スキーム	浮動株時価総額
構成銘柄の見直し	年に1度

リバランス（構成銘柄ウェイトの見直し）	四半期ごと
構成銘柄数	50
組入比率の上限	10%
株主に影響する企業活動および配当	ストックス・リミテッドのルールブックに従う
通貨	ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド、日本円
計測時間	9時から18時（中央ヨーロッパ標準時）
設定日	1998年2月26日
基準値	1991年12月31日を1,000とする

パフォーマンスの主な特徴

ユーロ・ストックス50指数は、様々な地域、スーパーセクター、大小規模の異なる構成銘柄を幅広く組み入れているため、地域指数と比較して流動性が高く、ボラティリティは低い。地域戦略に比べて景気に左右されにくく、長期投資家に非常に適したものとなっている。

ストックス・リミテッドについて

ストックス・リミテッドは、ドイツ取引所グループの傘下にある、世界をリードする独立した指数専門会社である。ストックス・リミテッドはあらゆる資産クラスの革新的な指数ソリューションを世界中の市場に提供している。その指数は、世界最大手の金融商品の発行体、資本オーナー、資産運用会社のほか、世界中の企業にライセンス供与されている。

免責

ユーロ・ストックス50指数は、スイスのチューリッヒに所在するストックス・リミテッド（以下「ストックス社」という。）および/またはそのライセンサー（以下「ライセンサー」という。）の知的財産権（登録商標を含む。）であり、ライセンスに基づき使用される。本社債は、ストックス社および/またはそのライセンサーにより、後援され、推奨され、販売促進されておらず、また、いかなる方法においても支援されていない。ストックス社およびそのライセンサーは、本社債に関し、ユーロ・ストックス50指数またはそのデータの過誤、脱漏または障害との関連で、一般的にも具体的にも、いかなる保証も行っておらず、責任を負わない（過失またはその他によるかを問わない。）。

ストックス社とそのライセンサーは、ユーロ・ストックス50指数および本社債に関連して使用される関連商標のライセンス供与以外、発行会社と何ら関係がない。

ストックス社およびそのライセンサーは以下を行わない。

- ・ 本社債への出資、宣伝、販売または販売促進
- ・ 本社債またはその他の証券への投資の推薦
- ・ 本社債の設定の時期、数量または価格に関する決定につき、義務または責任を負うこと
- ・ 本社債の管理、運営またはマーケティングにつき、義務または責任を負うこと
- ・ ユーロ・ストックス50指数の決定、構成もしくは計算に関し、本社債もしくは本社債の所有者の要求を検討することまたはそうする義務を負うこと

ストックス社およびそのライセンサーは本社債またはその業績に関し、いかなる保証も行っておらず、いかなる責任も負わない（過失またはその他によるかを問わない。）。

ストックス社は本社債の購入者またはその他の第三者と契約関係を有していない。

特に、ストックス社およびそのライセンサーは、明示的または暗示的かを問わずいかなる保証もせず、以下のすべてについても責任を負わない。

- ・ 本社債、本社債の所有者またはその他の者が、ユーロ・ストックス50指数およびユーロ・ストックス50指数に含まれるデータの使用に関してもたらされる結果
- ・ ユーロ・ストックス50指数およびそのデータの正確性、適時性および完全性
- ・ ユーロ・ストックス50指数およびそのデータの特定の目的または使用に対する市場性および適切性

・ 本社債の一般的な業績

ストックス社およびライセンスは、ユーロ・ストックス50指数またはそのデータのいかなる過誤、脱漏または障害についても、いかなる保証も行わず、何ら責任を負わない。

いかなる状況にあっても、ストックス社またはそのライセンスは、ユーロ・ストックス50指数もしくはそのデータの当該過誤、脱漏もしくは障害から生じる、または本社債に関連して一般的に生じる利益の喪失または間接的、懲罰的、特別もしくは結果的な損害もしくは損失につき、ストックス社またはそのライセンスがかかる損失または損害が起こりうることを知っていたとしても、責任を負わない(過失またはその他によるかを問わない。)。

発行会社とストックス社間のライセンス契約は、本社債の所有者またはその他の第三者の利益のためにはなく、発行会社とストックス社の利益のためにのみ締結されている。

(f) 税制上の理由による償還

発行会社は、以下の場合には、本「(f) 税制上の理由による償還」に基づき本社債を償還する旨を記載した以下の様式による30暦日以上45暦日以内の事前の通知を本社債権者および(当該通知を本口座保有者に送付するために)支払代理人に行うことにより、いつでも本社債のすべて(一部は不可)を、計算代理人が対象指数の実勢水準、本社債の経過利息および計算代理人がその裁量により関連あると判断する可能性のあるその他の市場水準を考慮した上で当該償還日の5暦日前の各本社債の合理的な市場価値として誠実に決定した当該各本社債の金額(以下「満期前償還金額」という。)で支払期日までに償還することができる。

() 本社債に基づいてなされる次回の支払につき、関連地域(下記「8. 租税」に定義される。)またはそのいずれかの政治的下部組織またはその課税当局の法令の変更または修正、またはかかる法令の適用または公式の解釈の変更(かかる変更または修正は、本社債の発行日以後に行われたものに限る。)を理由として、発行会社が、下記「8. 租税」において規定または記載される追加額を支払う義務を負いまたは負うこととなる場合で、かつ

() 発行会社に利用可能である合理的方法を用いても、発行会社がかかる義務を免れることができない場合。

ただし、仮に本社債に関して支払期限が到来していれば、発行会社がかかる追加額の支払義務を負担することとなる最も早い日より90日以上前にかかる償還通知を行うことはできないものとする。

上記通知は、発行会社により本社債権者および(当該通知を本口座保有者に送付するために)支払代理人に対して行われるものとし、発行会社の授権された署名者2名により署名され、以下の事項が記載される。

- () 本社債の権利、
- () 上記償還がなされる日(営業日とする。)、および
- () 発行会社に上記償還を行わしめることとなった事由。

かかる通知は取消不能であり、当該通知の交付により、発行会社は、当該通知に記載された償還を行う義務を負う。

(g) 繰上償還

計算代理人が繰上償還事由(以下に定義される。)が発生したと判断した場合、発行会社は、() 下記「10. 通知」に従って15暦日以上35暦日以内の事前の取消不能な通知を(本口座保有者に送付するために)本社債権者に対して送付し、() 上記()の通知を送付する15暦日以上前に支払代理人に対して事前の取消不能な通知を送付することにより、当該通知に指定された日(以下「繰上償還日」という。)に未償還の本社債すべて(一部は不可)を、任意償還金額(以下に定義される。)を支払うことにより、当該繰上償還日(同日を含まない。)までの経過利息を付して償還することができる(ただし、その規定中の満期償還日の用語は、繰上償還日として読み替えるものとし、その結果生ずるその後のすべての決定は計算代理人の裁量によりなされる。)。

「任意償還金額」とは、関連ある繰上償還事由の直前に有効だった対象指数を算出するための計算式および方法に従い、計算代理人が決定する日の対象指数の水準を参照して各本社債の公正な市場価

値として計算代理人の単独の裁量により決定される各本社債の金額をいう。計算代理人は、本項に規定された任意償還金額の計算において善意による過失または脱漏につき責任を負わない。

「繰上償還事由」とは、関連あるスポンサーが対象指数を永久に廃止し、かつ、後継の対象指数が存在しない場合を意味する。

(h) 本社債の発行会社による買入れ

発行会社またはその子会社もしくは関連会社は、随時、公開市場またはその他において、いかなる価格によっても本社債を買入れることができる。かかる本社債は保有、再発行、再販売、または発行会社の選択により消却のため支払代理人に提出されうる。

(i) 消 却

本「2. 償還および買入れ」に基づき償還された本社債は、すべて消却するものとし、再発行、または再販売することはできない。

3. 支 払

(a) 支払の日時および場所

本社債についての支払は、発行会社から支払代理人に対してなされる。支払代理人は、決済機構のための共通預託機関またはその被指名者に対して支払を行い、当該共通預託機関またはその被指名者が、その手続きおよび適用ある財務その他法令に従って、当該支払金を本口座保有者に分配する。当該支払は、支払日の直前の営業日の終了時点において関連ある決済機構が維持する記録に記された者に対してなされる。

本社債の所持人は、本書に従って支払を受ける権利を有し、発行会社は、当該本社債の所持人に対してまたは当該本社債の所持人の指示により支払が行われた額に関して免責される。各本口座保有者は、当該本社債の所持人に対してまたは当該本社債の所持人の指示により発行会社が行う各支払のうち自身の投資分につき関連ある決済機構のみに請求しなければならない。

本社債に関する支払期日が支払営業日（以下に定義される。）でない場合、本社債の所持人は、翌支払営業日まで支払を受ける権利を有さず、当該繰延に関する利息その他の支払について一切権利を有さない。ただし、本社債の要項に従って、その後支払がなされない場合を除く。本(a)において、「支払営業日」とは、() 営業日であり、かつ、() 関連ある決済機構が営業を行っている日をいう。

(b) 元本および利息の解釈

本要項における本社債の元本に関する表現は、場合により、以下を含むものとする。

- () 元本につき「8. 租税」に基づき支払われるあらゆる追加額
- () 本社債の満期償還により支払われる金額の総額
- () 早期償還日に償還される本社債に関して支払われる金額（もしあれば）の総額
- () 本社債について支払われる満期前償還金額または任意償還金額
- () 本社債につき発行会社から支払われうるプレミアムおよびその他の金額

4. 代 理 人

(a) 本社債の発行に関して、当初指名された支払代理人の名称および特定事務所の住所は、以下のとおりである。

本社債に関する支払代理人

名称： ユービーエス・エイ・ジー（そのロンドン支店を通じて行為する。）

(UBS AG, acting through its London Branch)

住所： 英国ロンドン市EC2M 2QSブロードゲート5

(5 Broadgate, London EC2M 2QS, England)

(ただし、支払代理人としての権能を有するユービーエス・エイ・ジーを承継する者を含む。)

- (b) 発行会社は、いつでもいかなる代理人の任命をも変更または終了し、かつ別の代理人を任命する権利を有する。ただし、少なくとも計算代理人1名および貯蓄所得課税に関する欧州理事会指令(European Council Directive) 2003/48/ECにより、税金が差し引かれない欧州連合の加盟国に特定事務所を有する支払代理人1名を常に維持する。当該終了または任命の通知および代理人の特定事務所の変更に関する通知については、本社債権者に対して下記「10. 通知」に従ってなされる。
- (c) 各代理人は発行会社の代理人としてのみ行爲し、本社債権者に対して義務を負わず、本社債権者と代理関係または信託関係にない。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務であり、本社債間で優劣関係はなく、また(法律により優先を要求される一定の債務を除き)発行会社のその他すべての未払の無担保かつ非劣後債務と同等である。

6. 債務不履行事由

本社債につき、以下に掲げる事由が債務不履行事由を構成する。

- (a) 発行会社が、本社債につき支払期限が到来した元本または利息の支払を30日以上怠った場合。
- (b) 発行会社が、治癒不可能な形で本社債に基づくその他の債務の履行を怠った場合、または治癒可能な場合にはかかる債務の履行の懈怠に関する書面による通知を本社債権者または本口座保有者が発行会社に対して行った後60日間継続してかかる債務の履行を怠った場合。
- (c) 管轄裁判所もしくはその他の当局により発行会社の解散もしくは清算が命令された場合、または発行会社によりその解散もしくは清算が決議された場合、または発行会社もしくはその資産の全部もしくは相当部分について、清算人または管財人の選任が命令された場合、または発行会社により清算人または管財人の選任が決議された場合、または支払不能となることのない再編、再構築、合併または吸収合併に関連する場合を除き、いずれかの管轄において類似する事由が発行会社に発生した場合。
- (d) 発行会社が支払を停止した場合、または支払期限が到来した債務を支払うことができない場合、もしくは支払期限が到来した債務の支払が不可能であることを一般的に債権者に対して認める場合、または破産もしくは支払不能であることが決定されまたは判明した場合、または一般的に債権者と整理もしくは和議が開始された場合。

本社債に関する債務不履行事由が発生し継続する場合において、本口座保有者は、その自らの選択で本口座保有者のために本社債権者が保有する本社債の一部について、発行会社および支払代理人の指定事務所宛の書面による通知がなくとも満期前償還金額で(もしあれば)支払期日までの経過利息とともに支払われるべき旨を、申告できるものとする。

7. 社債権者集会に関する事項

- (a) 本社債の包括社債券の別紙1は、本社債および本社債の要項の修正を含む、本社債権者の権利に影響を与える事項を審議するための本社債権者の集会の開催に関する規定を含んでいる。当該修正は、本社債権者の特別決議(「特別決議」とは、行使された議決権の75パーセント以上の多数により可決される決議を意味する。)により承認されなければならない。集会の定足数は、未償還額面総額の過半数を保有または代理する出席者2名以上とし、延会においては、保有または代理されている本社債の元本にかかわらず、本社債権者またはその代理人2名以上とする。ただし、かかる集会において、一定の要項の修正が議案に含まれている場合、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の75パーセント以上を保有または代理する者2名以上、または延会の場合は本社債の未償還額面総額の過半数を保有または代理する者1名以上とする。集会において適法に可決された特別決議は、(当該集会に出席したか否かにかかわらず)本社債権者全員に対して拘束力を有する。
- (b) 発行会社は、発行会社が必要または望ましいと考える方法で、本社債の要項の不明確さを取り除き、または本社債の要項に含まれる規程の誤りを訂正もしくは補足するため、いつでも本社債権者の同意なく当該要項を修正することができる。ただし、当該修正が本社債権者の利益を著しく害するも

のではないことを条件とする。当該修正の通知は下記「10. 通知」に従ってなされるが、かかる通知を行わず、またはかかる通知が受領されない場合であっても、当該修正の効力には影響を及ぼさない。

- (c) 本「7. 社債権者集会に関する事項」において、「所持人」および「本社債権者」とは以下の意味を有するものとし、また、文脈上必要な場合には、本「売出社債のその他の主要な事項」中の「用語の定義」に定義された本社債権者を含むものとみなされる。

以下に記載される通知が送付された後において（随時、ただし、当該通知が決済機構により取り消されていない期間に限る。）、「所持人」または「本社債権者」とは、本社債が自身の名称で登録されている者を除き、関連ある決済機構の口座の貸方に存する特定の額面金額の本社債を所有している者として決済機構に登録されている者で、決済機構が発行会社および代理人に送付した通知に名称が記載されている者をいう。発行会社および代理人は、本社債の社債権者集会に関するあらゆる目的上、決済機構が送付した上記の旨の通知を最終的かつ拘束力を有するものとして取り扱う権利を有し、本「7. 社債権者集会に関する事項」における「所持人」および「本社債権者」は、これに従って解釈されるものとする。

8. 租 税

(a)

- () 本社債の要項に従って発行会社によって支払われる金額からは、関連地域、もしくはその課税当局によりもしくはそのために課される現在もしくは将来の税金、関税、賦課金その他いかなる公租公課（以下「税金」という。）も源泉徴収されず、控除もされない。ただし、法律によりかかる源泉徴収または控除が要求される場合を除く。
- () 発行会社が関連地域によって、または、関連地域のために何らかの税金を控除または源泉徴収することを要求された場合には、もし当該税金の源泉徴収または控除がなかったら、本社債権者または本口座保有者が受領したであろう金額を受取るために要する追加額（以下「追加額」という。）を支払うものとする。
- () 発行会社は、支払のために呈示された本社債に関して、下記の場合、上記（ ）に従って追加額を支払うことを要求されない。
- a) 本社債の単なる所有もしくは所持または本社債に関する元本または利息の受領以外に関連地域と関連があることを理由として本社債に税金が課される本社債権者、本口座保有者または本社債の実質所有者によってまたはかかる者のために支払の呈示がなされた場合、
- b) かかる源泉徴収または控除が、個人への支払に対して課されたものであり、また2000年11月26日から同年11月27日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する貯蓄所得課税に関する欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC、その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収または控除がなされるよう要求される場合、
- c) 本社債権者が、関連ある本社債を欧州連合加盟国における他の支払代理人に対して呈示することにより、またはかかる他の支払代理人を通じて支払を受けようとするにより、かかる源泉徴収または控除が回避されたであろう当該本社債権者によりまたはそのために支払の呈示がなされた場合、または、
- d) 関連日後30日を超えてから支払のために呈示がなされた場合。ただし本社債権者が30日の期間の最終日に支払のために本社債を呈示していたら、当該追加額を受領する権利を有していたであろう場合を除く。
- () 「関連日」とは、支払期限が最初に到来する日をいう。もし支払期日以前に、支払代理人が支払期日において支払う支払金額全額を受け取っていない場合は、「関連日」とは、支払代理人が、支払金額全額を受取った旨の通知が下記「10. 通知」に従ってなされた日を意味する。
- () 「関連地域」とは、英国およびスイスならびに発行会社が租税に服しているかもしくは服することとなるその他の法域をいう。

- () 本書において、本社債の要項に従って発行会社により支払われる金額は、(イ)本「8. 租税」に従って支払われる追加額および(ロ)本「8. 租税」中の義務に加えて、またその代わりに課される義務に従って支払われる金額を含む。
- () 本書に記載されるその他の規定にかかわらず、発行会社は、発行会社の代理人でない本口座保有者、所持人、実質所有者もしくは仲介機関が外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収(以下に定義される。)が免除される支払を受領する権利がないことを受けて、政府間合意もしくは米国内国歳入法第1471条から1474条(または改正された条項もしくは当該条項を継承する条項)(以下「本条項」という。)に関連してその他の管轄地が適用する施行法令、または、米国内国歳入庁との合意に基づき、本条項の規則により要求される金額の源泉徴収または控除(以下「外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収」という。)が認められている。発行会社は、追加額または発行会社、支払代理人もしくはその他の関係者が控除または源泉徴収した外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収について、本口座保有者または当該所持人、実質所有者もしくは仲介機関に対して補償を行う義務はない。

(b) 日本国の租税

(1) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書の日付現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令(以下「日本の税法」という。)に基づくものである。

日本の税法上、本社債は普通社債と同様に取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが法令上明確に規定されているわけではない。仮に、日本の税法上、本社債が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性があるが、本社債が普通社債と同様に取り扱われることを前提として、下記(2)では、日本国の居住者である個人の本社債に関する課税上の取扱いの概略について、また下記(3)では、内国法人についての本社債に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(2) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払を受けるべき本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%(15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および5%の地方税の合計)の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本社債の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%(15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および5%の地方税の合計)の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本社債の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払を受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が、本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%(15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および5%の地方税の合計)の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が、本社債の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%(15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および5%の地方税の合計)の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本社債の利息、償還差損益および譲渡損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等(特定公社債を含む。)の利子所得、配当所得および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失(償還差損を含む。)については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株

式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本社債は、金融商品取引業者等開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(3) 内国法人

内国法人が支払を受けるべき本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、15.315%（15%の所得税および復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本社債の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本社債の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

9. 準拠法および管轄裁判所

- (a) 本社債は英国法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 英国の裁判所は、本社債から、またはそれに関連して生じた紛争を解決する管轄権を有する。したがって、本社債から、またはそれに関連して生じた訴訟または法的手続（以下「法的手続」という。）は、かかる裁判所に提起することができる。発行会社は、かかる裁判所の管轄に取消不能の形で服し、裁判籍を理由に、または法的手続が不都合な裁判所に提起されたことを理由に、かかる裁判所での法的手続に異議を申し立てる権利を放棄する。この管轄合意は、本社債権者および本口座保有者の利益のためになされるものであり、権限ある他の管轄裁判所に法的手続を提起する本社債権者の権利を制約するものではなく、一つ以上の管轄地で法的手続を行うことにより、他の管轄地で法的手続を（同時か否かを問わない。）をとることを排除するものではない。
- (c) 発行会社は、法的手続を開始する書面およびかかる法的手続に関連して送達を受けるべきその他の書面につき、英国ロンドン市EC2M 2QSブロードゲート5（5 Broadgate, London EC2M 2QS, England）に所在する発行会社宛、または1985年会社法第23章に従って訴状送達を受けることができる英国内の発行会社のその他の住所宛に交付することにより送達できる旨合意する。ここに記載された事項は法により許容される他の方法での送達の手続に影響を与えない。

10. 通 知

(a) 発行会社または代理人に対する通知

発行会社または代理人に対する通知は、書面により、英国ロンドン市EC2M 2QSブロードゲート5（サービス・商品部宛）（5 Broadgate, London EC2M 2QS, England (Attn.: Service Product)）に所在する発行会社宛に交付することにより行うことができる。

(b) 本社債権者に対する通知

本社債権者に対する通知は、本社債権者および本社債の持分を有すると記録されている者への連絡のためにユーロクリアおよびクリアストリームに交付されたときに、有効になされたものとみなされる。

いかなる通知も、かかる通知の日になされたものとみなし、通知が2度以上行われた場合は最初の通知の日になされたものとみなす。

いかなる通知も、かかる通知が交付された日になされたものとみなす。

11. そ の 他

(a) 権 利

- () 本社債は、権原証書ではない。権利は包括社債券の所有により確定できるものではない。本社債の権利は、本社債の登録により移転する。発行会社および支払代理人は、下記()の規定の適用を妨げることなく、本社債の登録された所持人を当該本社債の完全なる所有者とみなし、そのように取り扱うことができる。
- () 本社債権者が本社債の登録された所持人である限り、その時点で本社債の一定の額面金額の所持人として決済機構に登録されている各本口座保有者は、決済機構により本社債の当該額面金額の所持人として取り扱われ、決済機構を通じて本社債を保有する者（参加者および直接的・間接的な顧客）は、あらゆる目的上、本社債の実質所有者となる。公開市場その他における本社債または本社債に対する権利に関連するすべての取引（本社債の実質持分の譲渡および本社債に関する本口座保有者への支払および交付を含む。）は、決済機構 における口座を通じて、かつ決済機構の規則および手続に従って有効に行われなければならない。

(b) 本社債の様式

- () 本社債は、常に包括社債券によって表章される。当該包括社債券は、本社債が発行される日、またはそれ以前に、決済機構のための共通預託機関に預託され、かつ、決済機構のための共通預託機関の被指名者として本社債権者であるエイチエスピーシー・ノミニーズ（ホンコン）リミテッドの名称で登録される。
- () 確定社債券は発行されない。

(c) 時 効

本社債は、元本は関連日から10年以内に支払のために呈示されなければ無効となる。利札は関連日から5年以内に支払のために呈示されなければ無効となる。

(d) 代替社債券

包括社債券が、紛失、盗難、汚損、毀損または滅失した場合、それに関連して生じた費用を請求者が支払い、発行会社が要求する証拠、保証および補償に関する条件に従うことを前提に、支払代理人の特定事務所において代替社債券を交付することができる。包括社債券が汚損または毀損した場合、当該包括社債券を当該代替社債券の交付前に提出しなくてはならない。

(e) 追加発行

発行会社は適宜、本社債権者または本口座保有者の同意なく、さらに社債を起債し、発行することができる。かかる新たな社債は本社債とすべての点において（または最初の利払いを除くすべての点において）同一の条件を有する場合には、新たな社債は統合され、本社債と一連のものとなる。かかる状況下においては、本社債には（文脈上その他の解釈を要される場合を除き）本「(e) 追加発行」に従って発行され、本社債と同一シリーズを構成するその他の社債が含まれるものとする。

(f) 代 替

発行会社はいつでもかつ適宜、本社債の所持人または本口座保有者の同意なく、本社債の債務者としての地位を、発行会社の子会社もしくは持株会社またはかかる持株会社の子会社（以下「新発行会社」という。）に代替させることができる。ただし、新発行会社は、発行会社が本社債に基づき、また本社債に関して本社債の所持人および本口座保有者に対して負うすべての債務を引き受けるものとする。かかる代替が行われる場合、本社債の要項中の発行会社に対する一切の言及は、新発行会社に対する言及として解釈されるものとする。代替は、本社債の要項に従い直ちに本社債権者に通知されるものとする。発行会社が代替権を行使する場合、発行会社は、当該代替権の行使による本社債の所持人または個々の本口座保有者（いかなる目的であれ特定の領土に居住している、または特定の領土の管轄権に服している、またはその他の関連を有する場合を含むが、これらに限らない。）が被った結果に対する責めを負わないものとする。いかなる本社債の所持人および本口座保有者も、発行会社の代替権の行使による結果に関して、発行会社に対して賠償または払戻しを受ける権利を有さない。

(g) 計算代理人による決定

本書に基づいてなされる計算代理人のすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、本社債権者、各本口座保有者および発行会社を拘束する最終的な決定となる。

- (h) 本社債の購入者は、発行会社もしくはその関連会社が本社債の購入に関していかなる助言もしくは勧誘も行っておらず、または本社債の購入に関して当該各購入者に対し、受託者としてもしくは顧問として行為したことがなく、また行為していないことを了解している。
- (i) 無効
本社債の要項に含まれるいずれかの規定が無効であり、また無効となった場合であっても、それ以外の規定の効力に影響を与えるものではない。
- (j) 1999年契約（第三者の権利）法
本社債権者および本口座保有者でない者は、1999年契約（第三者の権利）法に基づき本社債のいかなる要項も行使する権利を有さない。

第3【その他の記載事項】

発行会社のロゴ、名称、本社債の名称ならびに売出人および登録金融機関の名称が、目論見書の表紙に印刷される。また当該目論見書の表紙の裏面には以下の文章が記載される。

「本社債の満期償還額および償還時期は、各対象指数の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

当該目論見書の表紙の裏面の直後に「仕組債の取引に係るご注意」と題する書面、契約締結前交付書面、「本社債の想定損失額についてのご説明」と題する書面および無登録格付の説明書が挿入される。

< 本社債以外の社債に関する情報 >

第三部【保証会社等の情報】

以下の記載が、発行登録書の「第三部 保証会社等の情報」の見出し直後に、追加・挿入される。

<UBS銀行2021年2月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債に関する情報>

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価およびユーロ・ストックス50指数の水準により決定されるため、日経平均株価およびユーロ・ストックス50指数についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の終値の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年			
	最高	20,868.03		19,494.53		22,939.18		24,270.62		24,066.12			
	最低	16,795.96		14,952.02		18,335.63		19,155.74		19,561.96			
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2019年7月		2019年8月		2019年9月		2019年10月		2019年11月		2019年12月	
	最高	21,756.55		21,540.99		22,098.84		22,974.13		23,520.01		24,066.12	
	最低	21,046.24		20,261.04		20,620.19		21,341.74		22,850.77		23,135.23	

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

ユーロ・ストックス50指数の終値の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
	最高	3,828.78	3,290.52	3,697.40	3,672.29	3,782.27	
	最低	3,007.91	2,680.35	3,230.68	2,937.36	2,954.66	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高	3,544.15	3,490.03	3,571.39	3,625.69	3,712.85	3,782.27
	最低	3,462.85	3,282.78	3,420.74	3,413.31	3,623.74	3,610.99

出典：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価およびユーロ・ストックス50指数の終値の過去の推移は日経平均株価およびユーロ・ストックス50指数の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価およびユーロ・ストックス50指数が上記のように変動したことによって、日経平均株価およびユーロ・ストックス50指数ならびに本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

< 本社債以外の社債に関する情報 >